



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 1
- 特定計量器の定期検査（消費・暮らし安全課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公有水面埋立地の用途変更の許可（港湾課） 2
- 公有水面埋立地の用途変更の承認（港湾課） 3
- 屋外広告物講習会の開催（都市計画・モノレール課） 4

告 示

沖縄県告示第395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年第4回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和5年11月28日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第396号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年11月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
糸満市	令和5年12月27日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	照屋コミュニティセンター
中城村	令和6年1月29日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	中城村役場
うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及	令和6年2月7日（水曜日） 午前10時から午後2時まで	キャロット愛ランドマリナーミナル
	令和6年2月9日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	うるま市勝連地区公民館（シビックセンター）

び与那城		
北中城村	令和6年2月14日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	北中城村商工業研修等施設
与那原町	令和6年2月19日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	上の森かなちホール
南城市玉城字親慶原、玉城字垣花、 玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字 玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉 城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富 里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉 城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船 越、玉城字愛地、玉城字前川、佐敷 字津波古、佐敷字小谷、佐敷字新 里、佐敷字兼久、佐敷字佐敷、佐敷 字手登根、佐敷字伊原、佐敷字屋比 久、佐敷字富祖崎、佐敷字仲伊保、 佐敷字新開及び字つきしろ	令和6年2月21日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市役所
	令和6年2月26日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市老人福祉センター
南風原町	令和6年3月1日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	南風原町立中央公民館

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については検査を行わない。
検査の最終受付は、検査終了時刻30分前とする。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第397号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年沖縄県告示第407号で同意の認定をした宜野座加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年11月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第398号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年沖縄県告示第408号で同意の認定をした金武加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年11月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市字鏡水及びうるま市勝連平安名
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年10月17日から同年12月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）

沖縄県告示第400号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第20号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更を次のとおり許可した。

令和5年11月21日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 許可の年月日及び指令番号 令和5年9月28日 沖縄県指令土第748号
- 2 許可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 - (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1の地先公有水面
 - (2) 面積 90,247.84平方メートル
- 4 用途変更の内容

変更前		変更後	
用 途	面積 (ha)	用 途	面積 (ha)
ふ頭用地	約1.0	ふ頭用地	約1.0
商業・臨海商業施設用地	約2.4	商業・臨海商業施設用地	—
緑地	約5.0	宿泊施設用地	約2.4
道路用地	約0.5	緑地	約5.0
護岸用地	約0.1	道路用地	約0.5
		護岸用地	約0.1

- 5 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月19日 沖縄県指令土第1945号

沖縄県告示第401号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第13条ノ2第1項の規定により、平成13年沖縄県告示第21号で告示した埋立てに関し、埋立地の用途変更を次のとおり承認した。

令和5年11月21日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 承認の年月日及び指令番号 令和5年9月28日 沖縄県指令土第747号
- 2 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 承認を受けた者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局
 - (2) 代表者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局長 田中愛智朗
- 3 用途変更に係る埋立地の区域及び面積
 - (1) 区域 沖縄市字泡瀬931番1から同市字比屋根854番7を経て同市比屋根五丁目850番1に至る間の土地の地先公有水面
 - (2) 面積 858,071.44平方メートル
- 4 用途変更の内容

変更前		変更後	
用 途	面積 (ha)	用 途	面積 (ha)
マリーナ施設用地	約3	マリーナ施設用地	約3
交流施設用地	約2	交流施設用地	—
宿泊施設用地	約17	宿泊施設用地	約16
商業・臨海商業施設用地	約6	複合商業施設用地	約9
栽培漁業施設用地	約2	栽培漁業施設用地	約2
健康・医療施設用地	約8	健康・医療施設用地	約8
緑地	約18	緑地	約18
多目的広場用地	約16	多目的広場用地	約16
道路用地	約10	道路用地	約10
護岸用地	約4	護岸用地	約4

5 埋立免許の年月日及び指令番号 平成12年12月19日沖縄県指令土第1946号

沖縄県告示第402号

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第37条第1項の規定により、講習会を次のとおり実施する。

令和5年11月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 令和6年1月25日（木曜日）午前10時から午後4時まで

(2) 場所 沖縄県南部合同庁舎5階会議室

2 講習手数料 手数料2,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

3 受講申込手続 令和5年12月18日（月曜日）までに沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は各土木事務所に備付けの受講申込書により申し込むこと。

4 その他 詳細については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（電話098-866-2408）へ問い合わせること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---